第11回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日時	令和4年7月20日(水) 10:00~11:40
場所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	 委員 (五十音順、敬称略)
	五十川 直行
	永星 浩一
	北坂の尚洋
	1- 17 1 - 17
	作間、功
	山下 亜紀子
	 福岡市
	,
	総務企画局行政部情報公開室
	情報公開室長 吉野 靖啓
	個人情報保護係長 禅院 義隆
	個人情報保護係員 川﨑 翔太
	個人情報保護係員 二宮 新吾
議題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

(部会長) はじめに、条例事項である「審査請求の手続」について、説明をお願いする。 資料に沿って説明。 現行条例第78条に規定がある個人情報保護審議会の委員に対する罰則は、どのような位置付けとなるのか。 (福岡市) 改正法には同規定がないため、施行条例で規定する必要があると考える。 (委員) 情報公開・個人情報保護審査会設置法にも委員に対する罰則の規定があるが、 同法の適用関係について説明をお願いする。 同法の規定は、国の情報公開・個人情報保護審査会の委員に適用されるものである。

(委員) 現行条例第48条の2と行政不服審査法との関係性について、再度説明をお願い する。

(福岡市) 現行条例第48条の2は、開示決定等の条例に基づく処分が行政不服審査法に基づき審査請求を行うことができる処分であることを明確にした上で、同法で定める審理員による審理手続は適用除外とする規定である。

(委員) 当該規定は、施行条例にも規定する必要があるのか。

(福岡市) 改正法第106条に相当する規定があるため、施行条例への規定は不要である。

(部会長) これまで同様に、個人情報保護審議会が審査請求に係る諮問機関としての役割を担うに当たっては、行政不服審査法第81条第1項に基づき設置される機関として位置付ける必要があるということか。

(福岡市) そうである。

(部会長) 現行条例第48条の2から第51条までの規定については、改正法に相当する規定 があるため、施行条例に規定する必要はないという理解でよいか。

(福岡市) 基本的には、そうである。ただし、現行条例第49条において、諮問及び裁決の 期限を定めているが、改正法にはその定めがないため、その部分については、施 行条例に規定すべきであるか意見を伺いたい。

(部会長) これまでの運用を踏まえると、重要な部分であるため、規定する必要があるの

ではないか。

(部会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

(部会長) それでは、情報公開審査会との整合やこれまでの審議事例の蓄積の観点から、 個人情報保護審議会を行政不服審査法第81条第1項の機関に位置付けるととも に、インカメラ審理など必要な権限及び諮問・裁決期限を規定すべきであるとい うことでよいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) 次に、条例事項である「行政機関等匿名加工情報の手数料」について、説明を お願いする。

(福岡市) 資料に沿って説明。

(部会長) 国は手数料を政令で定めているのか。

(福岡市) 個人情報保護法施行令第31条に規定している。

(部会長) 提案募集は年に何回行う必要があるのか。

(福岡市) 1回以上と定められている。

(部会長) 匿名加工情報に類似する制度を独自に導入しているという自治体はどこか。

(福岡市) 鳥取県などが非識別加工情報制度を導入しているようだが、提供の有無など詳細には把握できていない。

(委員) 提案することができるのは、民間企業に限られるのか。

(福岡市) 事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問わないとされている。

(委員) 提案審査の実務については、どこが担うのか。

(福岡市) 検討中ではあるが、提案のあった個人情報ファイルを保有する部署を中心に、 市の関係部署で審査を行うことが考えられる。

(委員) どのようにして加工基準の適合性を判断するのか。

(福岡市) 事務対応ガイド等で具体的な加工手法等が示されているため、それらを参考に 判断を行うことが考えられる。

(部会長) 加工作業は、どこが担うことを想定しているのか。

(福岡市) 提案のあった個人情報ファイルを保有する部署を想定している。作業を外部委託する場合は、成果物が適正に加工されていることを確認する必要があると考える。

(委員) 手数料の3,950円については、どのように算出しているのか。

(福岡市) 国の人件費単価と物件費単価を用いて算出されている。

(委員) 加工作業に要する時間は、どれくらいを想定しているのか。

(福岡市) データの種類・規模等にもよるため一概に示すことは困難だが、市の本来業務 に支障が出ない範囲で対応することが求められると理解している。

(委員) 施行条例に手数料額を具体的な金額で規定した場合、政令に定める額の改正があるたびに、施行条例を改正しなければならなくなるが、支障はないか。

(福岡市) 一般的に、法令改正に合わせて条例を改正することはままある。

(委員) 手数料のみを施行条例で定めることとしている趣旨は何か。

(福岡市) 地方自治法において、手数料は条例で定めることとされている。

(部会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

(部会長) それでは、政令と異なる定めをする特殊事情等は見当たらないことから、行政 機関等匿名加工情報の手数料については、標準額どおり規定すべきであるという ことでよいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会